

以下のそれぞれは国際機構か。

1. 赤十字国際委員会

[同委員会サイト](#)によれば「NGO でも国連機関でもなく、ジュネーブ諸条約およびジュネーブ諸条約の締約国すべての政府が参加する赤十字・赤新月国際会議によって公式に承認された独立した機関」であり、[外務省サイト](#)によれば、「スイスの国内法人ですが、[ジュネーブ諸条約](#)にもその役割が明記されています」とある([同委員会サイト](#)も参照)。

同委員会と[スイス連邦参事会](#)との[1993年の協定](#)は、その第1条で次のように定める。

Le Conseil fédéral suisse reconnaît la personnalité juridique internationale et la capacité juridique en Suisse du Comité international de la Croix-Rouge [...].

【仮訳】スイス連邦参事会は、赤十字国際委員会の国際法人格とスイスにおける法的能力とを承認する。

2. バーゼル銀行監督委員会

[バーゼル銀行監督委員会](#)は、[自主資本規制など市中銀行に関するルール](#)¹を作成している([金融庁サイト](#))。

同委員会の法的地位は[同委員会憲章](#) 3 条(“Legal status”)に記されており、構成員については 4 条に定められている([構成員一覧](#))。

3. 国際捕鯨委員会

[捕鯨取締条約](#) 3 条により設立された。[外務省サイト](#)によれば、「鯨資源の保存及び利用についての規則の採択」等を行う。捕鯨取締条約 1 条は、付表(Schedule)は条約と一体不可分とされる。付表の改正は国際捕鯨委員会によってなされる(5 条)([現在の付表](#))。事務局はケンブリッジにあり、イギリスとの間で[本部協定](#)が締結されている(1981 年、2000 年に改正あるが、講義での議論には関係しない)。

4. 南極条約事務局²

[南極条約](#) ([外務省サイト](#)) 9 条は条約当事国(の一部の)代表の会合について定めているが、そのための機構については沈黙している。[南極条約事務局サイト](#)には、2004 年 9 月 1 日に事務局が設立されたとある。設立文書は南極条約事務局に関する措置 1 (2003) であり、事務局が所在するアルゼンチンとの間で本部協定が締結されている³。

¹ 久保田隆「金融監督規制に関する国際制度の展開」論究ジュリスト 19 号(2016 年) 43 頁、藤田勉『グローバル金融規制入門』(中央経済社、2015 年)。

² 柴田明穂「南極条約事務局設置の法的意義」岡山大学法学会雑誌 53 巻 3・4 号(2004 年) 533 頁。

³ それぞれ、[南極条約協議国会議 26 回会期最終報告書](#)の 50-52 頁、53-61 頁に掲載されている。

もちろん、上記の問に回答するためには、まず最初に「国際機構」を定義する必要がある。しかし、国際機構を先験的に定義するのではなく、上記の問について考える中でどのような定義が適切か考えていこう。

以上